令和7年度 学校いじめ防止基本方針

茂原市立豊岡小学校

1 基本方針

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法 第2条)

具体的ないじめの態様としては、以下のようなものがある。

- ◆ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ◆ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ◆ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ◆ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ◆ 金品をたかられる。
- ◆ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ◆ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ◆ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

平成18年度調査より、定義が変更されているが、いずれも「個々の行為が『いじめ』にあたるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。」となっている。また、平成24年度からは、「この『いじめ』の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。」と加えられている。

(2) いじめの理解

いじめの定義に基づき、いじめを以下のように捉える。

- いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。
- いじめは、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。
- 「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。
- 学級や部活動等の所属集団の構造上の問題(例えば無秩序性や閉塞性)、「観衆」としては やし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在に も注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要で ある。

(3) いじめの防止に関する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為ではあるものの、いじめはどの子にもどの学校にも起こり得ることを基本的な考えとして、いじめの未然防止・早期発見・いじめの早期対応に取り組み、いじめのない学校づくりを目指す。

① いじめの防止

- 児童と教職員の信頼関係の基に、道徳教育や特別活動等による人権意識や思いやりの心の育成 に努める。
- 児童会の活動を中心とした児童の自発的活動によるいじめ撲滅の取り組みを支援する。

② いじめの早期発見

- いじめに対するアンケート調査、面談の実施、生活ノート等により積極的に計画的に進める。
- スクールカウンセラーや教育相談の有効活用を図る。

③ いじめへの早期対応

- いじめの事実を確認した際は、早急に事実確認をして、当該児童の指導にあたるとともに、保 護者にも連絡をする。また、状況に応じて教育委員会に連絡をする。
- いじめに対する指導の際には、いじめられている児童にはどんなことがあってもあなたを守る という姿勢で臨む。
- いじめの実態及びいじめがあった際の聴取内容については、個人情報の保護を考慮しながら、積極的に情報提供をするとともに、隠蔽をすることのないようにする。

④ 重大事態

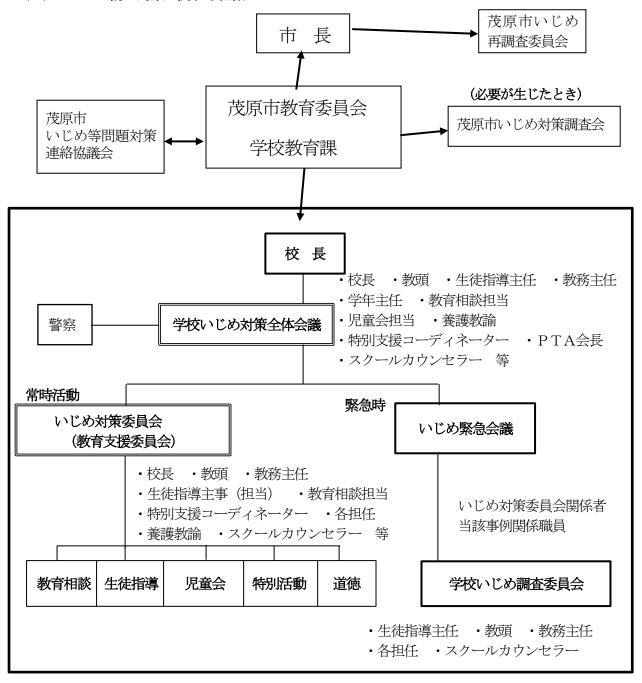
○ 重大事態の発生や児童の保全の視点から、警察等の関係機関との連携及びいじめ対策のための 組織を構築する。

⑤ 留意点

- 言葉や暴力によるものだけではなく、インターネットを媒体とするいじめへの対応等、職員の研修を充実させ資質向上を図る。
- 配慮が必要な児童については、教職員が個々の児童の特性を理解し、適切な支援を行う。 (発達障害を含む障害のある児童、海外から帰国した児童や外国人の児童、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童、東日本大震災により被災した児童又は東京電力福島第一原子力発電所事故により避難している児童など)
- いじめ防止に対する具体的な方策については、児童や保護者に取り組みの内容や成果について の意見を聴取し、効果の検証と取り組みの改善を図る。

2 いじめ防止等のための対策の内容

(1) いじめ防止対策に関する組織



3 いじめ防止等に関する取組

(1) 未然防止

いじめの未然防止のための以下のような取り組みを行う。

- ア 児童には、いじめは絶対に許されるものではないことについての指導を徹底するとともに、人権 教育の立場から、相手を尊重し認める態度を育成する。
- イ 保護者や地域に対しては、ホームページで「学校いじめ防止対策基本方針」を公開するとともに、 学校だよりで、いじめ防止に対する方針や取り組みの状況を広報する。
- ウ 「いじめ防止啓発強化月間(4月)」(県条例第16条第2項)において、児童の主体的な活動、 教育相談体制の充実、保護者への啓発活動等の取組を行う。
- エ 「いのちを大切にするキャンペーン」「いじめゼロ宣言」等、児童会活動の充実を図り、児童が 主体となったいじめ撲滅の取り組みを支援する。

- オ 児童がいじめ問題を主体的に考えることができるよう、いじめを題材とした DVD 教材 (県作成) を道徳科において活用する等、教育活動全体を通じて道徳教育の充実を図る。
- カ 「豊かな人間関係づくり実践プログラム」の活用や特別活動の充実により、人間関係力を育成する。
- キ 職員の言葉が児童生徒を傷つけたり、いじめを助長したりすることのないように充分に配慮する。
- ク生徒指導の機能を生かした分かる授業の展開を目指す。
- ケいじめが容認されることの無い学級づくりを目指す。
 - ・基本的なルールがしっかりと守られている学級。(人を傷つけることは言わない・やらない 等)
- コ 「いじめ対策委員会」を月1回開催し、以下の内容についての会議を行う。
 - ・ 各学年の状況についての情報交換
 - ・いじめ防止についての計画の確認
 - ・いじめ防止対策についての検証と計画の修正

(2) いじめの早期発見のための取組

いじめに対する早期発見の取り組みとしては、以下のような内容を行う。

ア アンケート調査や面談等

- 年間4回(6月・9月・11月・2月)、いじめに関する調査を行う。
- アンケート調査をもとに、担任、希望する教職員、スクールカウンセラーとの教育相談を行う。 (6月・11月・2月-全児童対象 9月-いじめを認知した児童のみ)
- 保護者との面談(7月、12月、適宜)の際には、いじめに関する内容を盛り込む。

イ いじめの相談や诵報等

- 学校における相談窓口は、教頭(生徒指導主任)とし、学校だより等で家庭への周知を図る。
- 「いじめゼロ宣言」を各学級に掲示し、「はなす勇気」の啓発を行う。

ウその他

- 担任を中心として、日常での児童の人間関係を掌握し、教職員がいじめの芽を早期発見できるようにする。
- 日記指導や個別の面談などにより、児童生徒がいじめに関する相談をしやすい環境を整える。
- 保健室前に「相談箱」を設置し、いじめ等に関する相談をしやすい環境を整える。
- いじめを知った場合、いじめらしいと認知した場合は、学校の相談窓口に通報する旨、保護者に周知する。
- 外部の相談機関や電話相談の情報を本人や保護者に周知する。
- 生徒指導に関する案件(友人間のトラブルやそれに係わる保護者との対応など)を細かに「生徒指導記録簿」に記録しておき、いつでも職員間で共有できるようにしておく。

【 相談窓口及び連携機関連絡先 】

子どもと親のサポートセンター	0120-415-446	
24時間子供SOSダイヤル	0120-0-78310	
千葉県警察少年センター (ヤング・テレホン)	0120-783-497	
子どもの人権110番	0120-007-110	
千葉いのちの電話	043-227-3900	
東上総教育事務所相談室	23-4460	
千葉県警察外房地区少年センター	22-3741	
茂原市青少年指導センター	22-4466	
茂原市教育委員会学校教育課	20-1558	

(3) いじめがあった場合の措置

ア 基本的な考え方

いじめがあった場合には、いじめを受けている児童のケアが最優先である。さらに、いじめを受けている児童だけではなく、いじめた児童ともに正常な学校生活を送ることができるよう、改善をすることを基本として、以下のような内容を基本とする。

- (ア) いじめは被害者にも問題があるとの考えに陥らないよう、十分な注意を払う。
- (イ) いじめを受けている児童や保護者を第一に考え、被害者や情報提供者を徹底して守り抜くことを伝える。
- (ウ) いじめへの対応は、基本的には「いじめ防止等の対策のための組織」を中心としてあたる。
- (エ) 必要に応じて、所轄警察署等の関係機関との連携を密にする。
- (オ) いじめを受けている児童が落ち着いて学校生活を送ることができるよう、別室授業等の措置 も考える。

イ いじめに対する対応の流れ

いじめの発見・報告

※いじめを発見した場合は、様々な対応が考えられるが、その都度管理職に確実に報告・相談し組織で対応する。

② 校長による学校いじめ対策委員会の開催

※以下の状況では教育委員会への報告や相談をする。

- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるとき。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるとき。(犯罪行為の疑いがあるときは、所轄 警察署と相談して対応する。)

③ 事実関係の確認

- ・いじめを受けている児童から担任(児童にとって話しやすい教員)が対応し、直接いじめの有無及び詳細について聴取する。
- ・まわりの児童から情報を得る。その際、いじめの事実を告げることは、つらい立場にある人を救う立派 な行為であることを伝え、できるだけ詳細な事実が聞けるようにする。
- ・いじめた児童から、事実についての事情を聴取する。対応する教員は中立の立場で事実確認を行う。
- ・聴取したことから、事情の照合を行い、事実を確定する。
- ・聴取の際には、虚偽や憶測により事実が曲げられてしまうことの無いようにその都度、事実を明確にするよう心がけるとともに、双方の人権に配慮する。
- ・事実については、被害児童・保護者に伝える。
- ※事実の確認の際には、情報を通報した児童、いじめを受けている児童が通報したことによる報復の対象となったりしないように「絶対に守る」ということを伝えるとともに、どのような経緯で発覚したかなど、十分な打ち合わせをする。

<聞き取り調査の際の留意事項>

- ・関係者からの情報に食い違いがないか、複数の教員で確認しながら聴取を進める。
- ・情報提供者の秘密を厳守し、報復などが起こらないように細心の注意を払う。
- ・双方の言い分を聞いて、すぐに仲直りを促すような指導はしない。

④-1 いじめられた児童のケア

- ・いじめを受けた児童が通常の学校生活に戻れるよう、いじめ対策委員会等で方針と分担を決める。
- ・必要に応じて、スクールカウンセラーの対応、別室登校等の策を講じる。
- ・保護者への報告をしっかりと行う。
- ・「君にも原因がある」「がんばれ」などという指導や安易な励ましはしない。
- ・転校の意志がある場合にはその説明をするとともに、相談に応じる。
- 「あなたが悪いのではない」とはっきり伝える。
- ※別途、教育委員会の調査が必要な場合が生じたときは、教育委員会と相談する。
- ※解決を見たからといって、全て終わりにするのではなく、長期的に当該児童の学校生活の安定化に向けて、声かけや見守りを続けて行く。解決後最低でも3か月は支援体制を続ける。

④-2 いじめた児童の指導・保護者への助言

- ・いじめは決して許されないことをわからせ、責任転嫁等を許さない。
- ・いじめは、人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・いじめは、人として許されない行為であることを自覚させる。
- ・いじめを生んだ児童の背景にも目を向け、加害児童生徒の人格の発達や自己実現に向けて、学校生活 や家庭での生活における目標を持たせるようにする。
- ・必要に応じて、心理や福祉の専門家、教員・警察経験者など外部の専門家の協力を得るようにする。
- ・確認した事実を迅速に保護者に伝え、事実に関する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が 連携して今後の対応ができるように保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を 行っていくようにする。

- ・場合によっては、学校教育法第35条に示された出席停止の措置について、教育委員会と相談をする。
- ※加害側の児童に疎外感や孤立感を与えないことを配慮することも必要。

4-3 いじめが起きた集団の対応

- ・はやし立てるなど、同調していた児童には、それらの行為がいじめに加担することであることを理解させる。
- ・見ていた児童に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、誰かに知らせる勇気を持つように 指導する。
- ※個々の事例にかかわる集団だけでなく、学級全体、学校全体としてもいじめを許す状況なのかを判断し、改善をしていくことが大切である。また、お互いを尊重し認め合う集団づくりに向けての指導をしていくことが重要。

(4) インターネットを介するいじめへの対応

携帯端末が携帯電話からスマートフォンが主流となり、インターネットによる情報伝達がより気軽にできる環境となってきた。しかし、様々な危険性も指摘され、SNSなどのソーシャルメディアを介した犯罪に巻き込まれる事例も増えているので、学校の対応も求められている。

インターネットを介するいじめに対しては、

- ・学級活動等でインターネットやSNSを利用する際のルールやモラルについての指導をすることが 必要である。
- ・一人一台配付された学習用タブレットPCにおいては、ID・パスワードを適切に設定し、不適切な使用がないか管理する。
- ・青少年指導センターと連携し、ネットパトロールの結果にも関心を持つようにする。
- ・名誉棄損やプライバシーの侵害があった場合は、プロバイダに削除を求める。
- ・情報の削除が困難な場合やトラブルが複雑な場合は、警察署に援助を求める。
- ・フィルタリング等、保護者への啓発活動を行う必要がある。
- ・職員の研修による職員の知識や指導技術の向上が必要である。

『ネット上のいじめ』に関する4つの提案

1 ケータイ・ネットに関する正しい知識をもち、利用の実態に目を向けよう!

<理解促進・実態把握>

- ・携帯電話やインターネットが有しているメディア特性等に関して、保護者・教師がしっかりと学 び、理解を深めること。
- 子どもたちの携帯電話やインターネットの利用の実態を十分に把握すること。

2 「情報モラル」についてしっかりと教え、子どもたちにネットのリスク回避能力を身につけさせるとともに、ルールを確実に守らせよう!

<情報モラル教育の充実とルールの徹底>

- ・子どもたちに対して「情報モラル」に関する教育(注1)を家庭・学校ともにしっかりと行っていくこと
- ・家庭においては、ネット上のトラブルの実態等について子どもと話し合い、必要がない場合は携帯 電話を持たせないようにし、利用する場合にもフィルタリングを必ず設定すること。

・学校においては、学校での携帯電話の取扱いに関するルールを必ず策定し、それを徹底すること。 (注1)「情報モラル」に関する教育

ネットワーク上のルールやマナー、危険回避、個人情報・プライバシー、人権侵害、著作権への対応などに関する教育。

3 普段からチェックをしっかりと行うとともに、発見した場合には迅速かつ適切な対応を!

<未然防止・早期発見・早期対応>

- ・ネット上の巡回・閲覧活動に協力し、未然防止や問題兆候の把握に努めること。
- ・『ネット上のいじめ』を発見した場合には、被害児童へのケアとともに、サイト管理者やプロバイダ等への書き込みの削除要請などの面で、迅速かつ適切な対応を図ること。

4 いじめられた子どもを守り通そう!

<いじめられた子ども等へのケア>

- ・家庭とも連携して、いじめを受けた子どもへのきめ細かなケアを学校全体として行い、最後までしっかりと守り通すこと。
- ・誹謗・中傷の書き込みを行った子ども等への指導も適切に行うこと。
- <「『ネット上のいじめ』から子どもたちをまもるために」

子どもを守り育てる体制づくりのための有識者会議>より一部抜粋

※「携帯電話」の範囲・定義としては、①フーチャーフォン (いわゆるガラケー) ②スマートフォン③子 ども向け携帯電話 (基本的な通話・メール機能や GPS 機能のみを搭載しているもの) とする。

4 重大事態が発生した場合

(1) 重大事態の基準(いじめ防止対策推進法第28条)

ア いじめにより、児童生徒の生命、心身、財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ○自殺を企図した場合
- ○身体に重大な傷害を負った場合
- ○金品等に重大な被害を被った場合
- ○精神性の疾患を発症した場合
- イ いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

(相当の期間とは、年間30日を目安にする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合は、目安にかかわらず、迅速に調査する)

なお、児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときはその時点では「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と思われる状況であったとしても、調査をしないまま、重大事態ではないと断言できない。

(2) 重大事態の報告 (いじめ防止対策推進法第30条)

重大事態が発生した場合には、速やかに教育委員会に報告をする。

(3) 重大事態への対応

重大事態の発生については、特に詳細な記録を残すようにする。

ア 連絡体制

発見者 → 担任 → 生徒指導主任 → 教頭 → 校長 → 茂原市教育委員会 → 市長

イ いじめ対策組織の招集(いじめ防止対策推進法第28条)

- ・いじめ緊急会議を招集し、事案についての概要の把握と今後の計画を立てる。
- ・いじめ緊急会議は、いじめ調査委員会を招集し、いじめの実態把握を行う。なお、いじめ調査委員会の委員長は生徒指導主任が務める。また、調査の専門的な知識や経験を有する第三者に参加を図り、公平性を高めるためにスクールカウンセラーの参加を依頼する。さらに、状況に応じて、警察関係者の参加も依頼する。

ウ 事実関係を明確にするための調査 (いじめ防止対策推進法第28条)

- ・重大事態の調査は、学校の設置者が主体となって行う場合と学校が主体となって行う場合がある。 学校が主体となって行う場合、学校いじめ対策組織を母体とし、そこに第三者等を加えるなどして、公平性・中立性を図る。調査にあたっては、いじめを受けた児童及び保護者に調査の目的や内容、結果の公表の仕方について、十分に理解を得る。
- (ア) いじめられた児童からの聞き取りが可能な場合
 - 当該児童及び関係職員、関係児童から聞き取り、または、質問紙調査を行う。
 - 当該児童の学校復帰が阻害されることの無いように、当該児童や情報を提供してくれた児 童の安全を最優先とする。
- (イ) いじめられた児童からの聞き取りが不可能な場合
 - 保護者の要望や意見を十分に聴く。
 - 関係職員、関係児童から聞き取り、または、質問紙調査を行う。
- (ウ) 調査結果の報告等
 - 調査結果については、いじめられた児童及び保護者に結果の提供を行う。
 - 調査結果については、茂原市教育委員会に結果の報告を行う。

エ いじめた児童への指導

- ・いじめた児童への指導については、「3 (3) いじめがあった場合の措置」に準じる。
- ・学校教育法第35条に示された出席停止の措置及び傷害事件での扱いも視野に入れて、警察との 連携をとるようにする。
- ・報道や事実に関する話題の拡散により、いじめた児童の人権が侵害されることも考え、関係機関 や保護者との連携を密にするようにする。
- ・いじめられた児童との人間関係の再構築、周りの児童との人間関係の再構築、本人の学校生活での目標設定等、いじめた児童の学校生活の充実及び自己実現に向けて、継続的に指導をしていくようにする。

オ いじめられた児童への指導

- ・いじめられた児童への指導については、「3(3)いじめがあった場合の措置」に準じる。
- ・いじめられた児童の安全と学校生活の安定を最優先に考え、学習や生活の場所、スクールカウン セラー等の相談体制、学校全体での見守り体制、登下校での見守り体制、保護者との連絡体制、 関係機関との連携等、当該児童の支援体制をとるようにする。
- ・まわりの児童による支援体制や人間関係づくりの支援等、当該児童生徒が不安なく学校生活を送ることができる環境を整えるようにする。

5 児童に懲戒を与える場合および出席停止の措置をとる場合

(1) 学校教育法 (第11条) から (いじめ防止対策推進法第25条)

いじめ防止対策推進法第25条には、児童生徒がいじめを行っていると判明し、教育上必要であると判断した場合は、校長及び教員は当該児童生徒に懲戒を加えるものとされている。

(2) 学校教育法 (第35条) から (いじめ防止対策推進法第26条)

いじめの加害児童生徒に対して、再三にわたる指導にもかかわらず被害児童生徒の心身の安全が保障されない状況等では、加害児童生徒に教育委員会が出席の停止を命ずることができる。これは、同法第11条の「懲戒」とは異なる。

これらを受け、茂原市では、次のような規則を設けている。

6 区域外就学・就学校の指定変更

いじめられた児童またはその保護者が希望する場合は、本来就学すべき学校を変更して別の学校に通学する転校措置をとることができる。

この方法では、いじめが解決することなく、単に転校の措置だけで解決したかのようにすることは その後に問題がさらに大きくなることも考えられ、避けなければならないことである。学校と保護者が 充分に話し合いを進め、いじめに対して学校としてきちんと向き合い、保護者の理解を得ることや何 よりもいじめられた児童が、現在在籍している学校でいじめに対して十分に指導をしてくれていて、あ る程度の解決をみているという気持ちが持てていることが必要である。

区域外就学については、保護者と学校で転校先や就学先の学校を話し合った後に、教育委員会に保護者から区域外就学の申請をすることになる。(詳細は、教育委員会の担当まで)

7 いじめ防止対策のPDCA

<プラン (P) >

各学校でのいじめ防止対策についての取り組みは、年度当初に各学校に設置された学校におけるいじめ対策会議を経て方針を決定し、学校のホームページに公開する等して周知を図る。

その際には、前年度の取り組みの反省、各学年のいじめの発生件数から考えられる指導の重点等、 実態に応じた計画を立てるようにする。

<ドゥー (D) >

各学校で、いじめの防止対策や未然防止を行う。いじめがあった場合は、適切な対応を行う。 また、当初計画の変更の必要性がある場合は、柔軟な対応が求められる。

<チェック(C)>

「いじめ防止取組アンケート」や学校評価の中の項目として取り扱うなど、学校のいじめに対する取組について、客観的な評価をする。児童に対する取組だけでなく、保護者や地域についての取組も評価するようにする。

<アクション(A)>

評価の中から、改善すべき課題を洗い出し、その課題に対してどのような改善をするのか、その対策を考えて次の対策に盛り込み、重点としていく。

※ 資料の保存期間については、アンケート調査(原本)等は児童生徒が卒業後3年とし、アンケート や聴取の結果を記録した文書等は児童の卒業後5年とする。

アンケート調査(原本)の保存方法は紙媒体、または、原本をスキャンした電子データとする。電子 データにした場合はパスワードをかけ、紙媒体及び電子データどちらの保存方法でも保管に十分気を 付ける。どちらの保存方法としても、期間が過ぎた場合は確実に廃棄することとする。

年間指導計画

月	内	容	その他・備考
4月	学校いじめ防止基本方針及び組織の決定 相談窓口の周知 第1回学校いじめ対策全体会議 SOSの出し方に関する教育 学校ホームページへの掲載		教科・領域等年間計画 作成 授業参観での道徳公開 学校いじめ基本方針の 見直しと作成
5月	いじめ対策委員会		学級生活のルール作り
6月	第1回いじめ実態調査 第1回教育相談(児童) いじめ対策委員会 身体等の異常の確認 ネット教室(4~6年児童) 職員研修(いじめ・人権についての研修会①) いじめゼロ集会(集会活動)		友人関係の見直し 豊かな人間関係づくり 実践プログラム
7月	保護者教育相談 いじめ対策委員会		いじめ撲滅スローガン募集
8月	いじめ対策委員会 (いじめ・人権研修・自殺予防)		
9月	いじめ対策委員会 第2回いじめ実態調査 第2回教育相談(児童)		
10月	いじめ対策委員会 職員研修(いじめについての研修会2)		生命尊重の教育
11月	いじめ対策委員会 第3回いじめ実態調査 第3回教育相談(児童) いじめ防止キャンペーン(人権教育)		
12月	いじめ対策委員会 保護者教育相談		
1月	いじめ対策委員会 (研修) 学年懇談会		授業参観での道徳公開
2月	いじめ対策委員会 第4回いじめ実態調査 第4回教育相談(児童)		
3月	いじめ対策委員会		